

公民館長・主事向け資料

公民館における 人権学習プログラム



丹後人権教育行政担当者等研究協議会

(事務局 京都府丹後教育局)

目次

はじめに	1
作成の趣旨	2
活用に当たって	3
第1章 公民館における人権教育のあり方	4
1 公民館とは	4
2 公民館の位置付け	5
3 公民館運営の原則	5
4 人権教育における公民館の役割	6
5 公民館における人権教育の充実に向けて	6
(1) 指導者の育成	
(2) 公民館の強みを生かす	
(3) 広げる・創る	
第2章 公民館における人権教育を展開するために	8
1 公民館で人権学習を展開するときの3つのポイント	8
(1) 学習内容や学習方法を工夫しましょう	
(2) 人権に関する情報収集・提供をしましょう	
(3) 様々な機関等とのネットワークを大切にしましょう	
2 視聴覚教材の活用	9
(1) 人権視聴覚教材ライブラリーの利用について	
(2) 人権視聴覚教材（DVD等）を使って人権講座をひと工夫	
(3) 人権視聴覚教材（DVD等）を活用した人権事業の例	
(4) 丹後教育局 人権視聴覚教材ライブラリー一覧	
<巻末資料> 視聴覚教材等借用申請書・人権研修メモ	
おわりに	17



はじめに

すべての人にとって大切な人権が尊重される社会を実現するためには、豊かな人権感覚や、人権に関する正しい知識、そして、人権問題を自分のこととして捉え、適切に判断し行動できる力を身に付けることが必要です。そのためには、生涯にわたって学び続けることが大切であり、そのような環境を整えていくことは、私たち担当者の責務であると考えます。

さて、人権は、全ての人々にかかわるものであり、生活やあらゆる活動の基盤です。さらには、今なお、人権にかかわる様々な問題が後を絶たない状況の中、人権教育は、家庭はもとより、学校教育と社会教育とが連携して推進していくことが求められています。

京都府教育委員会が毎年度策定している「人権教育を推進するために」におきましても、平成 28 年度版から、「学校教育」と「社会教育」が両輪となって、連携・協働していくことの重要性が明記され、生涯のあらゆる機会を通して人権教育を推進していくことが示されています。この中で、社会教育では、地域の実態に応じた人権教育の推進が図られるよう体制の確立に努めるとともに、生涯学習の視点に立ち、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルに応じて、あらゆる機会や場を通して、一人一人の尊厳を大切にする教育の推進を図ることとされています。

本冊子は、このような社会教育における人権教育を推進する上で、重要な役割を果たしている公民館での人権教育の一層の充実を願い、指導者の資質向上に役立てていただくことを目的に作成しました。

公民館は、様々な世代の地域住民が集い、温かな雰囲気の中で、地域の実情に応じて学習をしたり、交流を深めたりすることができ、生涯学習の拠点として大変重要な存在です。

一方で、住民の自発学習であるという社会教育の性質上、参加者が主体的に学ぶことができる人権研修会等の企画・運営には、難しさもあるのではないのでしょうか。こうした課題解決に向け、本書が、各公民館における充実した人権学習ひいては、すべての人々の人権が尊重される社会づくりに向け、一助となれば幸いに存じます。

平成 31 年 3 月

丹後人権教育行政担当者等研究協議会

公民館のための人権教育資料 ～なぜ公民館なのか～

地域の様々な世代の人々が気軽に集うことができる公民館は、生涯学習の拠点として大きな役割を担っています。それは、人権についても同様で、公民館での人権教育を充実させることは、社会教育における人権教育を推進していく上で、大変意義があります。

公民館における人権学習につきましては、京都府丹後教育局管内の多くの市町において、年1回以上実施することを目標に取り組みられています。各公民館では、地域の実情や住民のニーズに合った内容や手法を工夫しながら、展開されておられることと存じます。

しかしながら、一方で、人権学習は・・・

- ◆他の事業に比べて、企画する方にも参加する方にも敬遠されがち…
- ◆人権は何となく難しそうで、どのように進めたら良いのか分からない…
- ◆工夫して取り組んでいるのに人が集まらない…

という声も聞かれます。

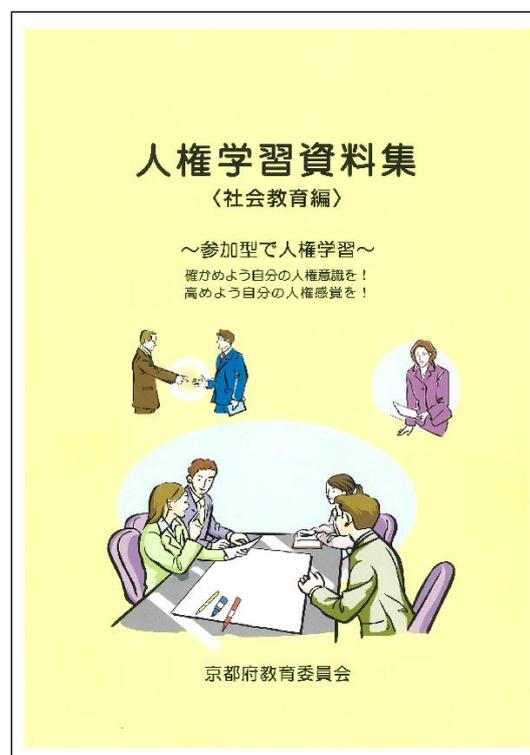
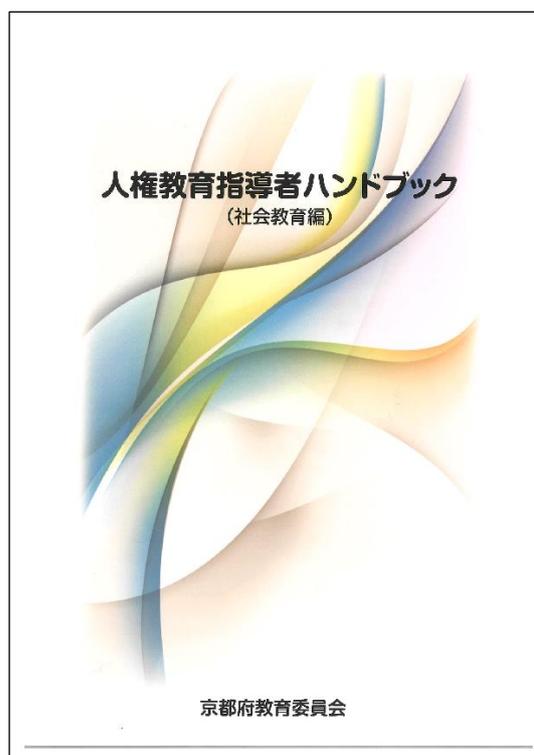
公民館における人権教育を充実させるためには、まずは、公民館における指導者の方に、「**公民館で人権教育を進めることは意義のあることだ。**」「**人権教育に積極的に取り組んでみよう。**」と書いていただけるような学びの場や資料が有効であると考えます。

そこで、丹後人権教育行政担当者等研究協議会では、**公民館での人権教育の推進を目指し、公民館長をはじめ関係職員の皆様の研修等で活用していただくことを目的に本資料を作成しました。**

この資料が、管内各地域の公民館における人権教育のより一層の活性化に少しでも役に立ち、さらには、人権が尊重される社会の実現につながっていくことを願っています。

活用に当たって

- ◇ 本冊子は、**公民館における人権教育の指導者の研修等で活用していただくことを目的**として作成しています。
研修等の他、人権教育の進め方等に関する**公民館への助言や、相談への対応**などにもお役立てください。
- ◇ 個別の問題事例の資料として、本冊子とは別に個別の問題ごとに**リーフレット**を作成していますので、各公民館で人権学習を行う際の配付資料等にご活用ください。また、必要に応じて**P.16**に掲載の**人権学習メモ**等を参考に、研修での学びのあしあとを残すことも効果的です。適宜他の資料と組み合わせるなどしてご活用ください。
- ◇ 平成 30 年3月に、京都府教育委員会が、社会教育における人権教育指導者の資質向上のための学習資料として「**人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）**」を発行しています。また、平成 21 年には、個別の人権問題に対応したワークシートや展開例を記載した「**人権学習資料（社会教育編）**」を作成していますので、合わせてご活用ください。



第1章 公民館における人権教育のあり方

1 公民館とは

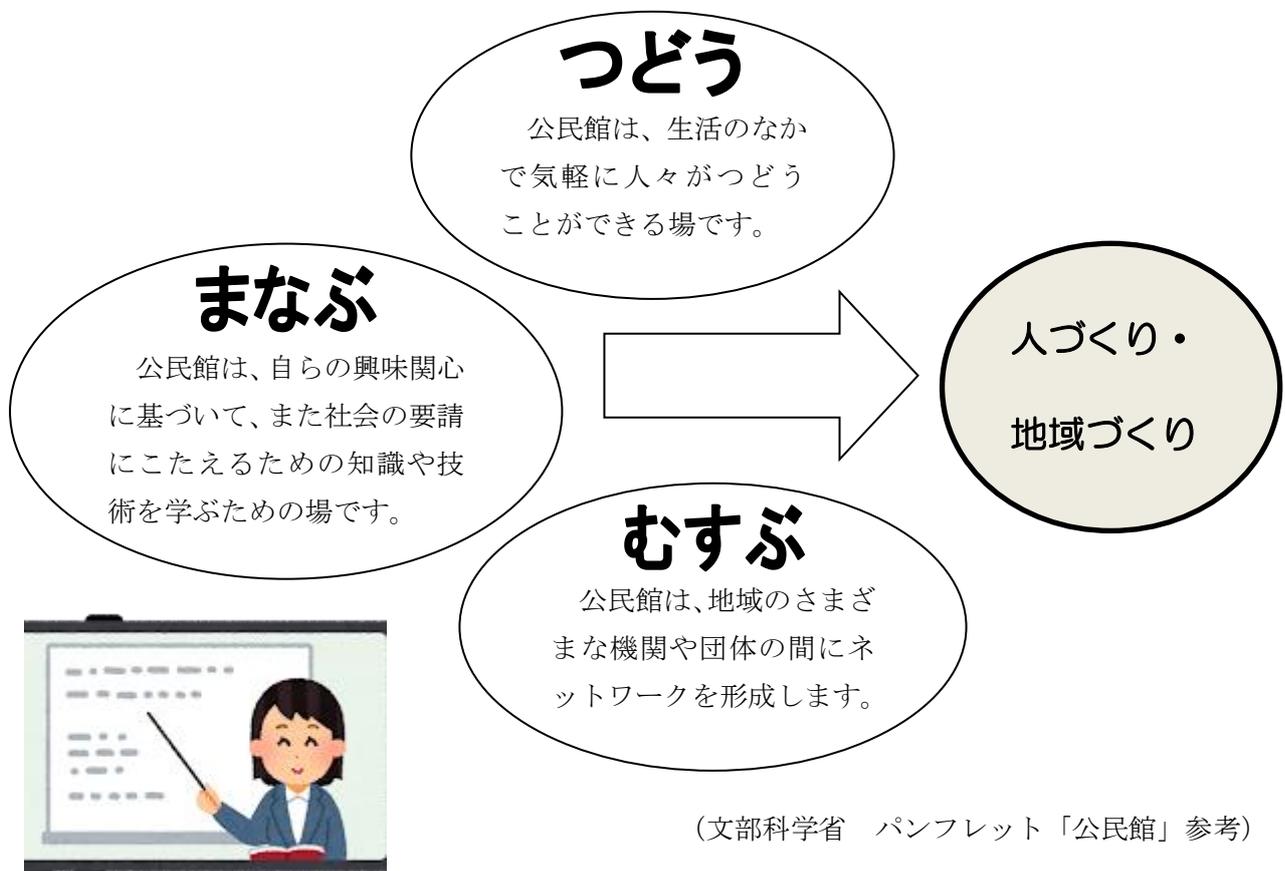
公民館の歴史は長く、公民館設立から70年を越えました。

現在、管内には、小学校数を上回る数の公民館があり、地域住民とのつながりを大切にした様々な活動を積極的に展開されており、私たちの大変身近にある施設、まさに**地域住民にとって重要な拠点**になっています。

このように身近で歴史ある公民館ですが、公民館における人権教育を考えるに当たり、まずは、公民館の役割や位置付け等について確認をしたいと思います。

公民館は、法律に基づいた社会教育施設で、地域住民に対して**社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割**を果たしており、最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場としても重要です。

また、公民館は、住民同士が「**つどう**」「**まなぶ**」「**むすぶ**」ことを促し、**人づくり・地域づくり**に貢献していくことが期待されています。



2 公民館の位置付け

公民館は、法律に基づいた社会教育施設で、社会教育法などにより、日本の教育法体系のなかに明確に位置付けられています。

関連する法規の中から、「社会教育の定義」「公民館の目的」について次に掲載しました。

【社会教育の定義】

<社会教育法第2条（社会教育の定義）>

社会教育とは、学校教育法（略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

【公民館の目的】

<社会教育法第20条（目的）>

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 公民館運営の原則

公民館は、以下の3つの原則により運営されています。

【地域性】 行政が地域住民のニーズを把握し、地域が抱える様々な教育課題への対応などについて、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。

【教育専門性】 すべての活動に、社会教育的な観点に基づいた専門的な配慮がなされている。

【公共性】 公民館は、年齢、性別、職業等を問わず、全ての人に開かれた場所として運営されている。

4 人権教育における公民館の役割

さて、前述のような役割を果たし、運営の原則に則って目的を達成するために、公民館では様々な事業等が実施されているわけですが、公民館事業は、それぞれの地域の中で、地域全体で取り組むべき「**地域課題**」、日常の中で考える必要がある「**生活課題**」、住民が積極的に学びたいというニーズに応じた「**要求課題**」、少子高齢化や過疎化などの「**現代的課題**」等を踏まえて計画することが必要であると言われています。

人権は、スポーツや文化・教養的な事業と比較し、地域住民がニーズを感じ、自発的に学びたいと考える「**要求課題**」となりにくい面があるかもしれませんが、地域住民にとって必要な学習課題です。今なお解決していない様々な人権問題に加え、新たな人権問題も顕在化してきている中、変化に対応した学習を進めていくことも必要です。

地域住民のために必要な学習課題を設定し、意図的に学習機会を提供することができるのは、公民館の素晴らしさであり、役割でもあります。

さらには、公民館での学習は、住民主体を原則に、学んだことは地域に還元されていく視点が大切です。1967年に全公連（全国公民館連合会）がまとめた「公民館のあるべき姿と今日的指標」では、『**公民館活動の究極のねらいは、住民の自治能力の向上にある**』としています。

住民のニーズからの出発ではない人権の学習を、意欲的な学習にしていくには難しさもありますが、はじめは受け身の側面があっても、主体的な学びの場となるような工夫をしながら、繰り返し学習機会を設定することが大切です。そして、最終的に、自分たちのまちや地域を自分たちでより良くしていくという思いや行動につなげていくことができれば大変素晴らしいことです。

5 公民館における人権教育の充実に向けて

(1) 指導者の育成

人権教育を推進していくためには、まずもって熱意ある指導者が必要です。

指導者には、人権事業を企画・運営するためのノウハウも必要ですが、何よりも人権についての正しい理解と認識、豊かな人権感覚が求められます。それは、人権尊重の精神は、事業として実施する人権教育だけではなく、すべての公民館事業の基盤にあるべきものだからです。



指導者の育成は、公民館長研修等様々な機会を活用して、自らの人権感覚を磨き、地域の実情に応じて効果的な人権教育を推進していけるような学びの場をつくる必要があります。

そして、ゆくゆくは、公民館をはじめとする地域のリーダーが、行政機関の手を離れ、自らが地域で人権教育を推進していけるような体制を目指して、指導者の資質向上に努めることが必要ではないでしょうか。

(2) 公民館の強みを生かす

先に触れましたが、公民館には、「つどう」「まなぶ」「むすぶ」という3つの基本的機能があります。

人権事業は、参加者の確保等の難しさもありますが、多様な事業が実施でき、地域の様々な世代の人々が気軽に集い、共に学び、そして、人と人、人と団体などがつながって活動の輪を広げていける公民館の強みをいかすことで、可能性が広がります。

例えば・・・

○スポーツ関連の事業と人権事業を組み合わせることで、参加者の確保を図る。

○異世代交流（子どもと高齢者）や、障害のある人との交流できる事業を企画することで、豊かな出会いの場をつくり、多様性の価値の尊重につなげる。

など

(3) 広げる・創る

人権は、様々な表現の仕方がありますが、みんなが豊かに生きていくためのもので、誰にとっても身近なものです。まずは、身近な人権問題について、自分とのつながりの中で捉えられるようにすることが、他人事ではなく、主体的な学びにつながります。様々な人権問題について、正しく学ぶことは必要ですが、人権教育は、これをせねばならぬと限定的に捉えるのではなく、身近なことから、徐々に視野を広げていくことが大切です。

公民館において人権事業を充実したものにさせていただくことが、人権が尊重される真に豊かな地域、社会づくりの一步につながるものと大きな期待を寄せています。



第2章 公民館における人権教育を展開するために

1 公民館で人権教育を展開するときの3つのポイント

(1) 学習内容や学習方法を工夫しましょう

個々の人権問題だけでなく、**様々な人権問題を総合的に学ぶ**学習内容を考えましょう。また、学習内容が**具体的な行動につながる**ものとなるように「聞く」だけの講座から「話し、考え、参加する」講座（参加型学習）や視聴覚教材の活用など、学習方法の工夫をしてみましょう。（フィールドワーク、ワークショップ 等）

講座は学習課題別、方法別等のコースを準備したり、年度によって計画的に実施したりするなど、講座の開設の工夫をしましょう。

(2) 人権に関する情報収集・提供をしましょう

人権に関する幅広い学習要求に応えるため、**最新の情報を収集し**（法務省HP等参照）、**提供**に努めましょう。そのためには教育委員会等で所有する人権に関する視聴覚教材の活用や各市町開催の人権に関するイベントの情報提供なども効果的な方法として考えられます。講座に参加したくても様々な理由により参加できない人もいます。人権フェスティバル等多くの人が、気軽に参加できる事業や啓発チラシを配布するなど、様々な学習機会の提供をしましょう。

インターネット・SNSなどのメディアを活用し、学習情報提供・学習相談を充実させることもできます。そのためには図書館等の情報を生かすことも大切です。

(3) 様々な機関等とのネットワークを大切にしましょう

教育委員会や首長部局との連携に努めるとともに、病院や郵便局、地元企業、NPO、各種団体など、地域との**様々なつながりを大切に**しましょう。募集要項の配付や地域情報の収集、地域指導者・講師等の発掘などに、これらのネットワークが役立つことでしょう。



2 視聴覚教材の活用

(1) 人権視聴覚ライブラリーの利用について

京都府丹後教育局では、「人権視聴覚教材ライブラリー」として、人権学習・啓発用のDVD等の貸出を行っています。現在、保有しているDVD等は巻末資料のとおりです。公民館での研修会等でも、ぜひご活用ください。

【利用方法】

- 1 ご利用の前に、京都府丹後教育局 社会教育担当にお電話いただき、希望日に貸出可能かご確認ください。(電話番号：0772-22-4504)
- 2 受取希望日時に、京都府丹後教育局（場所：宮津総合庁舎 別棟1階）にお越しいただき、「視聴覚教材借用申請書」を提出の上、ご希望のDVD等をお受け取りください。

※「視聴覚教材借用申請書」は京都府丹後教育局にありますので、その場でご記入ください。巻末資料をコピーして記入し、持参いただいても結構です。押印不要。
※DVD等の授受は、京都府丹後教育局にお越しいただくのが基本ですが、所管の教育委員会経由等での授受も可能ですので、適宜ご相談ください。
- 3 上記申請書にご記入いただいた「返却予定日」までにご返却ください。
※次の予約が入っていることがありますので、期限厳守でお願いします。

【費用】 無料です。

【貸出期間】 規定はありませんが、2週間以内を目処にお願いします。

【貸出数】 1回の貸出数の規定はありませんが、貸出が集中する場合は、調整をさせていただきます。

【受付】 電話・貸出・返却は平日の8時30分から17時15分をお願いします。
(ただし、12時から13時は除く。)

【お問い合わせ先】

京都府丹後教育局 社会教育担当
電話番号 0772-22-4504
FAX番号 0772-22-0479
住所 〒626-0044 宮津市字吉原 2586-2 (宮津総合庁舎 別棟1階)



(2) 人権視聴覚教材（DVD等）を使って人権講座をひと工夫

視聴覚教材はそれぞれ工夫されており、大変心に響くものが多く、視聴するだけで、人権について考えたり、学んだりすることができる内容になっています。

しかし、上映いただくに当たってひと工夫することで、より一層充実した人権学習の場になります。既に、実践されている公民館もあるかとは思いますが、視聴覚教材を使った研修会の“ひと工夫”を紹介します。

☆ 親子で参加する

→ 公民館は、様々な世代の方が集える場所です。

親子での参加を呼びかけることで、人権について親子で共に考える時間となります。さらに、家庭で、人権について語り合う時間が生まれるかもしれません。

※アニメやドラマなど、子どもも大人も対象としたDVD等も保有していますので、ぜひご活用ください。

☆ 隣の方と感想を交流する

→ 人権学習は、参加型学習が効果的であると言われています。

各自が主体的に参加する場面をつくるのが大切で、話すことが有効です。

とは言っても、いきなり、全体で意見を出し合うなどは難しいと思いますので、「席がお隣の方同士で1分間ずつ感想を交流してみてください」など、無理のないことから始めてみてはいかがでしょうか。

☆ 広報をする

→ 公民館に限らずですが、人権研修は参加者が集まりにくい傾向にあります。

より多くの方に参加いただけるよう、まずは、「DVD上映会」をすることや、どのような内容（巻末資料）のものかを書いたチラシ等を事前に回覧・配布する等、情報を発信し、地域の方に事業を知っていただくことが必要です。

その際、参加したくなるひと言を書き添えるなど、工夫して広報をするのも一考です。

☆ 主催者からひと言

→ 上映前後に主催者側から言葉を添えることで、ねらいに迫ることができます。

例えば、視聴前に巻末資料の「内容」を参考に、ポイントや考えていただきたいことを投げかけた上で視聴する。視聴後に、「帰られたら、ご家庭で感想などを交流しながら、〇〇について考えてみてください。」の言葉を添える等。

また、時間に余裕があるようでしたら、京都府教育委員会作成の「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」の該当ページなどを参考に、視聴したDVDに関わる事例等を紹介すると、より学びを深めることができます。

(3) 人権視聴覚教材（DVD等）を活用した人権事業の例

京都府丹後教育局が保有している人権啓発用DVDを使って、前項(2)の「ひと工夫」を加えた公民館における人権学習の実践例を紹介します。

それぞれの地域の状況に応じた変更が必要かと思いますが、各公民館における人権事業実施の際の参考にさせていただければと思います。

ア 使用する視聴覚教材 「桃色のクレヨン」（DVD 28分） ※ライブラリーのNo.4

【対象】 小中学生・一般（アニメ）

【内容】 知的障害のいとこのふれあいを通じて、「かけがえのない命」や「思いやりの心」を大切にすることに気付いていく主人公の姿をテーマにしており、子どもと大人と一緒に見て楽しめ、少しほろっときて、それでいて心が温まる内容である。

イ 広報（チラシ例）

〇〇公民館
親子のためのDVD上映会 入場無料
事前申込不要

「桃色のクレヨン」

日時：平成31年〇月〇日（ ）
〇時～〇時（受付 〇時～）
場所：〇〇公民館

☆作品介绍☆

8年ぶりにいとこの雪ちゃんが外国から帰ってくると自慢していた美奈子だが、雪ちゃんに知的障害があることを知り、クラスメートにウソをついてしまう。ウソがばれて仲間はずれにされてしまうが、そんな中、雪のやさしさに触れ美奈子は・・・

問い合わせ先：〇〇公民館
(電話番号)



ウ 人権視聴覚教材を活用した人権学習の展開例

◇ 人権学習の視点

個別的な視点「子どもの人権問題」、「障害のある人の人権問題」

◇ ねらい

人権啓発用DVD「桃色のクレヨン」を親子で視聴し、「かけがえのない命」や「思いやりの心」について共に考えることを通して、「子どもの人権問題」や「障害のある人の人権問題」についての理解を深める。

◇ 展開（研修の流れ）

過程	主な活動	留意点	準備物
導入	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴するDVDのポイントや、ねらいを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のことを押さえる。 ○「かけがえのない命」や「思いやりの心」について、考えながら見てほしい。 ○親子で一緒に楽しみ、考える時間にしてほしい。 	
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD「桃色のクレヨン」を視聴する。 ・感想を親子で交流する。 ・「子どもの人権問題」、「障害のある人の人権問題」についての事例や動きを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴後、親子で感想を交流する時間をとる。 ・全体での交流は無理強いしない。 ・府教育委員会作成の該当ページを参考に、事例や動きを紹介し、理解を深める。 	DVD「桃色のクレヨン」
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・DVDや主催者の話から学んだことや気付いたことを、自分の今後につなげたり、広げていったりすることの必要性に気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のことを押さえる。 ○自分のこととして考えていくことが大切である。 ○親子で話したことを、家庭でも話題にしてほしい。 	

視聴覚教材借用申請書

団 体 名			
責任者氏名		連絡先 Tel	— —
使用目的			
対 象 者	<input type="checkbox"/> () 年生 名		<input type="checkbox"/> 教職員 名
	<input type="checkbox"/> P T A 名		<input type="checkbox"/> その他 () 名
希望教材	<input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他 ()		
教 材 No. 作 品 名	教材No.	作 品 名	
貸 出 期 間	貸 出 日 年 月 日 から 返却予定日 年 月 日 まで		
そ の 他			

返 却 日 ※	年 月 日	受領者※	
---------	---	------	--

人 権 研 修 メ モ

氏名 ()

日 時	年 月 日 ()
会 場	
研修名 (テーマ)	
講 師	
内容・感想	
新たな気づきや、今後活かせると思ったこと	

おわりに

京都府丹後教育局では、社会教育における人権教育を推進するために、公民館での人権学習に注目し、その際の指導資料として本プログラムを作成いたしました。公民館において人権教育を推進していくために大切な点に絞り、具体的なポイントを提示させていただいたところですが、**来年度以降も別冊資料として個別の人権問題に関するリーフレットを発行する予定にしています。各公民館でその都度保管していただき、地域の実態やニーズに応じたテーマを選んで人権学習を行っていただければと思います。**

この「公民館における人権学習プログラム」や、別冊資料、その他これまでに京都府等から刊行された資料等も有効に活用していただき、実践的な人権意識を高める取組がなされることを願っております。最後に本冊子作成にあたりお世話になりました各市町の人権教育担当者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成31年3月

<公民館における人権学習プログラム別冊資料も是非ご活用ください>

本人権学習プログラムには別冊資料として個別の人権問題に関するリーフレットがあります。基礎的な知識から、ワークショップでの発問例、具体的な視聴覚教材等を記載し、そのまま印刷することで配付資料としても利用してもらいやすく作成してあります。是非本プログラムと一緒にご活用ください。データはQRコード等からも取得可能です。

<別冊資料>



http://www.kyoto-be.ne.jp/tango-k/cms/?page_id=205





作成者：丹後人権教育行政担当者等研究協議会

京都府教育委員会主催の人権教育推進事業の一環として、各市町における人権教育の充実を目指し、人権に関する課題解決の方策や効果的な人権啓発の進め方等、具体的方策について研究協議を行っています。

構成員は管内各市町教育委員会社会教育担当者、人権教育指導員及び京都府丹後教育局社会教育担当者で、事務局は京都府丹後教育局に置いています。

(事務局) 京都府丹後教育局 社会教育担当

〒626-0044 京都府宮津市字吉原 2586-2

TEL 0772-22-4504 FAX 0772-22-0479